令和3年度栃木支部事業計画(案)及び 予算(案)について

令和3年度栃木支部事業計画(案)

分 野	<新>令和3年度具体的施策等	<旧>令和2年度具体的施策等
I	1. 健全な財政運営	
基	・いわゆる 2025 年問題をはじめとした現役世代の減少への課題に加え、今	
盤	後の経済情勢が協会財政へ与える影響等について、支部評議会に必要な情	
的	<u>報を提供し丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。</u>	
保	・加入者や事業主に協会財政への理解をより深めていただくため、協会決算	
険	<u>や今後の見通しに関する情報を発信する。</u>	
者	・各審議会等の協議の場において、協会財政の安定化に資する意見を積極的	
機	<u>に発信する。</u>	
能		
関		
係	<u>2</u> . サービス水準の向上	<u>1</u> . サービス水準の向上
	<u>・</u> 現金給付の申請受付から支給までの標準期間(サービススタンダード:10	現金給付の申請受付から支給までの標準期間(サービススタンダード: 10
	日間)を遵守する。	日間)を遵守する。
	・加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を	
	<u>促進する。</u>	
	<u>・</u> お客様満足度調査 <u>、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見等から課題</u>	お客様満足度調査 <u>を活用したサービス水準の向上に努める。</u>
	<u>を見いだし、迅速に対応する。</u>	
	■ KPI: <u>①</u> サービススタンダードの達成率を 100%とする	■ KPI:サービススタンダードの達成状況を 100%とする。
	<u>②</u> 現金給付等の申請に係る郵送化率を <u>95.0</u> %以上とする	■ KPI:現金給付等の申請に係る郵送化率を <u>92.0</u> %以上とする
	【具体的取組み】	【具体的取組み】
	①事務処理手順書に則った業務の標準化・効率化・簡素化を徹底し、現	①事務処理手順書に則った業務の標準化・効率化・簡素化を徹底し、現
	金給付の申請受付から支給までの標準期間(サービススタンダード:	金給付の申請受付から支給までの標準期間(サービススタンダード:
	10 日間)を遵守する。	10 日間)を遵守する。
	②加入者 <u>・事業主</u> からのご意見や苦情等について、迅速かつ正確に支部	②加入者からのご意見や苦情等について、迅速かつ正確に支部内で情報
	内で情報共有し、更なるサービスの改善に結びつける。また、サービ	共有し、更なるサービスの改善に結びつける。また、サービス水準向

ス水準向上のため、お客様満足度調査の結果に沿った支部内研修を行う。

- ③事務処理誤りを防止するため、統一的処理ルール(業務マニュアルや事務処理手順書等)を遵守・徹底する。また、統一的処理ルールを遵守・徹底するという意識向上や情報共有のため、毎月ミーティング等を行う。
- ④加入者が申請書等を郵送で提出できるよう、広報を行うとともに加入者の立場に立った、よりきめ細やかな電話応対・窓口応対を行う。
- 3. 限度額適用認定証の利用促進
 - ・オンライン資格確認の実施状況をふまえ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報や、地域の医療機関及び市町村窓口に申請書を配置するなど利用促進を図る。
 - ・医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を 図る。

【具体的取組み】

①医療機関窓口への限度額適用認定申請書の設置依頼を引き続き行う。

- ②医療機関や市町村の窓口担当者が制度説明を容易にできるようにするため、支部で作成した限度額適用認定申請に係るチラシ等を積極的に活用する。
- ③医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度の広報について、事業 主や健康保険委員へのチラシやリーフレットを活用し、積極的に行 う。

上のため、お客様満足度調査の結果に沿った支部内研修を行う。

- ③事務処理誤りを防止するため、統一的処理ルール(業務マニュアルや 事務処理手順書等)を遵守・徹底する。また、統一的処理ルールを遵 守・徹底するという意識向上や情報共有のため、毎月ミーティング等 を行う。
- ④加入者が申請書等を郵送で提出できるよう、加入者の立場に立った、 よりきめ細やかな電話応対・窓口応対を行う。

8. 限度額適用認定証の利用促進

事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報や、地域の医療機関及び市町村窓口に申請書を配置するなど利用促進を図る。

■ KPI:高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を 86.0% 以上とする

- ①医療機関窓口への限度額適用認定申請書の設置依頼を引き続き行う とともに、レセプト内容を分析し、限度額適用認定証の使用頻度が低い医療機関に対しては、幹部職員が直接訪問し申請書の設置依頼を行う。
- ②医療機関や市町村の窓口担当者が制度説明を容易にできるようにするため、支部で作成した限度額適用認定申請に係るチラシ等を積極的に活用する。

4. 現金給付の適正化の推進

- ・標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。
- ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について<u>適正に履行し、現金給付の</u> 適正化を推進する。
- ・不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化PTにて議論を 行い、事業主への立入検査を積極的に行う。

また、不正の疑われる申請について重点的に審査を行う。

【具体的取組み】

- ①事務処理手順書に則った業務の標準化・効率化・簡素化を徹底し、審 査業務の正確性と迅速性を高める。
- ②資格取得から請求までの期間が短期間である場合、療養担当者意見欄、レセプト等の内容確認と併せて、年金事務所と連携のうえ、資格取得が適正かどうかの確認を行う。
- ③不正請求の疑いのある申請に対しては、保険給付適正化PTにおいて 支給の適否を判断するとともに、年金事務所と連携のうえ、事業主へ の立入検査を行う。
- ④システムで抽出される障害及び老齢年金との併給調整対象者について、事務処理手順書に則り抽出後3カ月以内に併給調整処理を確実に行う。
- ⑤傷病手当金支給後の併給調整を減少させるため、同一傷病による障害 年金との併給調整及び、資格喪失後の老齢年金との併給調整に関する 広報を積極的に行う。
- ⑥傷病手当金と労災保険の休業補償給付との適正な併給調整のため、事務処理手順書に則った進捗管理を徹底する。また、休業補償との併給調整に関する広報を積極的に行う。

3. 現金給付の適正化の推進

傷病手当金と障害年金等との併給調整について、確実に実施する。

不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化PTにて議論を 行い、事業主への立入検査を積極的に行う。

また、不正の疑われる申請について重点的に審査を行う。

- ①資格取得から請求までの期間が短期間である場合、療養担当者意見欄、レセプト等の内容確認と併せて、年金事務所と連携のうえ、資格取得が適正かどうかの確認を行う。
- ②不正請求の疑いのある申請に対しては、保険給付適正化PTにおいて 支給の適否を判断するとともに、年金事務所と連携のうえ、事業主へ の立入検査を行う。
- ③システムで抽出される障害及び老齢年金との併給調整対象者について、事務処理手順書に則り抽出後3カ月以内に併給調整処理を確実に 行う。
- ④傷病手当金支給後の併給調整を減少させるため、同一傷病による障害 年金との併給調整及び、資格喪失後の老齢年金との併給調整に関する 広報を積極的に行う。
- ⑤傷病手当金と労災保険の休業補償給付との適正な併給調整のため、事務処理手順書に則った進捗管理を徹底する。また、休業補償との併給調整に関する広報を積極的に行う。

- 5. 効果的なレセプト点検の推進
 - ・医療費の適正化を図るために、資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。
 - ・レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、レセプト点検の質的 向上とシステムを活用した効率的な点検により、査定率向上に取り組む。
 - KPI: ①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率 (※)を対前年度以上とする
 - (※) 査定率=レセプト点検により査定(減額)した額÷協会けんぽの 医療費総額
 - ②支部の再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする

【具体的取組み】

- ①資格・外傷点検については、システムスケジュールに基づき効率よく 点検を実施する。
- ②内容点検については、PDCAサイクルにより効果額向上を図り、社会保険診療報酬支払基金の一次審査と合算したレセプト点検の査定率及び協会けんぽの再審査レセプト 1 件当たりの査定額を前年度以上とする。
- ③<u>レセプト点検の質的向上とシステムを活用した</u>効果的な点検を実施するための勉強会を開催するとともに、各種研修会受講後に伝達等を確実に行うことにより、点検員のスキルアップを図る。
- 6. 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化
 - <u>・</u>多部位(施術箇所が3部位以上)かつ頻回(施術日数が月 15 日以上)<u>の</u> 申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる <u>過剰受診</u>について、加入者に対する文書照会を強化する。

なお、加入者に対する文書照会を行う際には、制度の仕組みを解説したリ

4. 効果的なレセプト点検の推進

医療費の適正化を図るために、資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。 <u>システム点検の効果的な活用や点検員のスキルアップを目指した、レセプ</u> ト内容点検効果向上計画に基づき効果的なレセプト点検を推進する。

- KPI: 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする。
 - (※) 査定率=レセプト点検により査定(減額) した額÷協会けんぽの 医療費総額

【具体的取組み】

- ①資格・外傷点検については、システムスケジュールに基づき効率よく 点検を実施<u>して、加入者一人当たりの効果額は前年度を上回る額と</u>す る。
- ②内容点検については、PDCAサイクルにより効果額向上を図り、社会保険診療報酬支払基金の一次審査と合算したレセプト点検の査定率(レセプト点検により査定(減額)した額÷協会けんぽの医療費総額)について、前年度を上回る率とする。
- ③効果的な内容点検を実施するための勉強会を開催するとともに、各種 研修受講後に伝達等を確実に行うことにより、点検員のスキルアップ を図る。

5. 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

多部位(施術箇所が3部位以上)かつ頻回(施術日数が月 15 日以上) 及び部位ころがし(負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診)の申請について、加入者に対する文書照会や適正受診の啓発を強化する。

<u>ーフレットを同封するなど、柔道整復施術受診についての正しい知識の普</u>及を図る。

■ KPI:柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする

【具体的取組み】

- ①加入者への文書照会については、多部位施術(3部位以上)または頻回傾向施術(1カ月あたり10回以上)の申請に対象範囲を拡大し照会を行う。
- ②12 ケ月間に 10 ケ月以上の支給記録があり、初検日が複数回動いている加入者に対し照会を行う。
- ③加入者への文書照会の結果、不正請求の疑いが強いものについては、 保険給付適正化PTを経て、厚生局への情報提供を積極的に行う。
- <u>④事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットを活用し、</u>適正な受診に関する広報を行う。
- 7. あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の審査手順の最適化の推進
 - <u>・審査手順の標準化を推進する。</u>
 - ・文書化された医師の再同意の確認を確実に実施する。

【具体的取組み】

①本部から示されている、審査手順書に基づく標準化を徹底し、特に医師による再同意の確認を確実に行う。

②不正の疑いがある案件は厚生局に情報提供を行う。また、厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。

■ KPI:柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする

【具体的取組み】

- ①加入者への文書照会については、多部位施術(3部位以上)または頻回傾向施術(1カ月あたり10回以上)の申請に対象範囲を拡大し照会を行う。
- ②加入者への文書照会の結果、不正請求の疑いが強いものについては、 保険給付適正化PTを経て、厚生局への情報提供を積極的に行う。
- ③加入者に対し、適正な受診に関する広報を行う。
- 6. あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進 受領委任制度導入により、文書化された医師の再同意の確認を確実に実施するとともに、厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。

- ①施術を受ける際に医師の同意書が必要である旨や受領委任の取扱規程に示された様式使用が必要である旨を周知するため、加入者及び施術者に対し受領委任制度実施に関する広報を行う。
- ②医師の再同意の確認を徹底する審査を行い、不正の疑いがある案件は 厚生局に情報提供を行う。また、厚生局へ情報提供を行った不正疑い 事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。

- 8.返納金債権の発生防止のための保険証回収強化<mark>及び</mark>債権管理回収業務の推│7.返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進 淮
 - ・日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、保険証未回収者に対する返 納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した 電話催告等を強化する。
 - ・未返納の多い事業所データを活用した、事業所への文書等による資格喪失 届への保険証添付の徹底を周知する。
 - ・債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費 用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上 を図る。
 - KPI: 1日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証 回収率を対前年度以上とする
 - ②返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る。)の回収率を 対前年度以上とする

【具体的取組み】

- ①広報媒体や各種研修会等を通じて、資格喪失時の保険証回収に係る周 知を行うとともに、日本年金機構、社会保険労務士会等へ保険証早期 回収の依頼を行う。
- ②未返納の多い事業所データを活用し、資格喪失届提出時に保険証の添 付がない事業所へ、資格喪失時の保険証回収に係る注意喚起を文書等 にて行う。

- - (1)日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、保険証未回収者に対す る返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活 用した雷話催告等を強化する。
 - (2)発生した債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整及び法的 手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。
 - KPI:日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回 収率を 95.0%以上とする
 - KPI: 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を 対前年度以下とする
 - KPI:返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る。)の回収率を対 前年度以上とする

- ①広報媒体や健康保険委員研修会等を通じて、資格喪失時の保険証回収 に係る周知を行う。
- ②資格喪失届提出時に保険証の添付がない事業所に対し、資格喪失時の 保険証回収に係る注意喚起を文書等にて行う。
- ③日本年金機構への回収率向上の依頼、社会保険労務士への保険証早期 回収の依頼を引き続き行う。
- ④被保険者証回収不能届受付後1週間以内に、未回収者に対し電話催告 等を行う。

- ③文書・電話・訪問による催告を強化し、返納金債権の早期回収を図る とともに法的手続きを徹底する。
- ④資格喪失後による返納金債権については、<u>国民健康保険</u>との保険者間 調整を積極的に活用し、確実な債権回収を行う。
- ⑤損害賠償金債権については、損害保険会社等に対し早期に折衝を行い、確実な債権回収に努める。
- 9. 被扶養者資格の再確認の徹底
 - ・マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。
 - ・事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業 所への勧奨を行う。
 - ・未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。
 - KPI:被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を <u>92.7</u>% 以上とする

【具体的取組み】

- ①マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。
- ②未提出の事業所に対して、早期に文書や電話、訪問による勧奨を行う。
- ③未送達事業所については、年金事務所から事業所情報の提供を受け、 再送付を行う。それでもなお、所在不明の事業所については、年金事 務所等へ実態調査の依頼を行う。
- ④高齢者医療制度納付金等に係る拠出金の算定方法が毎月の加入者の 人数等に応じて算出されることから提出された被扶養者異動届につ いては、届書の内容確認、年金事務所への引き継ぎを速やかに行う。

- ①文書・電話・訪問による催告を強化し、返納金債権の早期回収を図るとともに法的手続きを徹底する。
- ②資格喪失後受診による返納金債権については、<u>国保保険者</u>との保険者 間調整を積極的に活用し、確実な債権回収を行う。
- ③損害賠償金債権については、損害保険会社等に対し早期に折衝を行い、確実な債権回収に努める。

9. 被扶養者資格の再確認の徹底

<u>被扶養者の国内居住要件等に対応した</u>被扶養者資格再確認を<u>確実に</u>実施 する。

事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業 所への勧奨を行う。

未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。

■ KPI:被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 92.0% 以上とする

- ①未提出の事業所に対して、早期に文書や電話、訪問による勧奨を行う。
- ②未送達事業所については、年金事務所から事業所情報の提供を受け、 再送付を行う。それでもなお、所在不明の事業所については、年金事 務所等へ実態調査の依頼を行う。
- ③高齢者医療制度納付金等に係る拠出金の算定方法が毎月の加入者の 人数等に応じて算出されることから提出された被扶養者異動届につ いては、届書の内容確認、年金事務所への引き継ぎを速やかに行う。
- ④海外在住の被扶養者について、国内居住要件の特例要件に該当するか 適切に確認を行う。

10. 業務改革の推進

- ・現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務 処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。
- ・職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ 最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生 産性の向上を<u>推進する</u>。

【具体的取組み】

- ①業務マニュアルや事務処理手順書に基づく統一的な事務処理を遵守・ 徹底する。
- ②<u>統一的な事務処理を遵守・徹底するという意識向上や情報共有のため、</u>毎月ミーティング等を<u>行い、</u>現金給付等の業務処理手順の更なる標準化・効率化・簡素化を徹底する。
- ③職員の知識レベルや処理速度を随時確認し、<u>多能化と生産性向上を目的とした</u>人材育成計画に基づき、業務担当ごとのユニットの編成、及び日々の業務の割振りを実施する。
- ④経験の浅い職員に対し、OJTによる研修に加え、勉強会を毎週実施しスキルレベルの底上げを図る。

2. 業務改革の推進に向けた取組

現金給付等の業務処理手順の更なる標準化の徹底と役割を明確にした効率的な業務処理体制の定着により、業務の生産性の向上を目指す。

【具体的取組み】

- ②毎月 $\frac{グループ}{0}$ ミーティングを $\frac{\mathbf{E}\mathbf{E}\mathbf{E}\mathbf{E}}{0}$ 現金給付等の業務処理手順の更なる標準化 $\frac{\mathbf{E}\mathbf{E}\mathbf{E}\mathbf{E}\mathbf{E}}{0}$ 。
- ①職員の知識レベルや処理速度を随時確認し、人材育成計画に基づき業 務担当ごとのユニットの編成、及び日々の業務の割振りを実施する。
- ③経験の浅い職員に対し、0JTによる研修に加え、勉強会を毎週実施しスキルレベルの底上げを図る。

10. オンライン資格確認の円滑な実施

国全体で実施するオンライン資格確認の円滑な施行に向けて、マイナンバーカードの健康保険証利用促進のための周知等を行う。

現在協会けんぽが独自に実施しているオンライン資格確認サービスについては、引き続きその利用率向上に向けて取組む。

■ KPI: 現行のオンライン資格確認システムについて、USB を配布した医療機関における利用率を 60.0%以上とする

【具体的取組み】

①国全体で実施するオンライン資格確認の施行に向けて、マイナンバー

栃不支部事業計画	(新旧对照表)
	カードの健康保険証利用促進周知を支部広報誌等を活用し実施する。
	②USB を配付している医療機関に対し、システム機能や活用方法をまと
	<u>めたニュースレターを年に3回送付することで利用率を向上させる。</u>
	③USB の利用環境が無くなった等、利用状況に変更があった医療機関か
	ら USB を回収し、適切な管理を行う。

分 野	<新>令和3年度具体的施策等	<旧>令和2年度具体的施策等		
П		1. ビックデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供		
戦		「健康諸表」健康格付型バランスシート HCS ヘルシーズや PL 型健康度判		
略		定表に加えて、事業所の健康度を見える化したツール(事業所健康度診断シ		
的		<u>ート) やインセンティブ制度の 5 つの評価指標を事業所ごとに見える化した</u>		
保		ツール(インセンティブレポート)を活用し、保健事業の推進や健康経営の		
険		<u>普及促進、医療費等の適正化を図る。</u>		
者		【具体的取組み】		
機		①健康格付型バランスシート HCS ヘルシーズや PL 型健康度判定表、事		
能		<u>業所健康度診断シートを活用し、とちぎ健康経営宣言を拡大するとと</u>		
関		<u>もに、事業主の健康づくりの取組みを強化することにより、保健事業</u>		
係		<u>や健康経営を促進する。</u>		
		②インセンティブレポートを活用し、5 つの評価指標における事業所の		
		取組み状況を提供することで、事業主等の行動変容を促す。		
		③保険者協議会において、他保険者と連携して、栃木県の健診データ等		
		<u>から地域差の分析を進める。</u>		
	1. 第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)の着実な実施	2. <u>データ分析に基づいた</u> 第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)の着		
		実な実施		
	上位目標:健康経営の考え方を普及し、保健指導の徹底、健診受診率アッ	上位目標:健康経営の考え方を普及し、保健指導の徹底、健診受診率アッ		
	プによりメタボリックシンドローム該当者および予備群に該当	プによりメタボリックシンドローム該当者および予備群に該当		
	する者を 25%減らす。(2017 年度メタボリックシンドローム該当	する者を 25%減らす。(2017 年度メタボリックシンドローム該当		
	者 15.8%、予備群 13.4%から 2026 年度に向けて該当者 11.9%、	者 15.8%、予備群 13.4%から 2026 年度に向けて該当者 11.9%、		
	予備群 10.1%とする) ~メタボリックシンドローム起因の疾病	予備群 10.1%とする) ~メタボリックシンドローム起因の疾病		
	を予防する~	を予防する~ 		
	(1) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上	(1)特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上		

- KPI: 1 生活習慣病予防健診実施率を 65.6%とする
 - ②事業者健診データ取得率を 7.8%とする
 - ③被扶養者の特定健診受診率を 30.5%とする
 - ●被保険者(40歳以上)(受診対象者数:221.517人)
 - ·生活習慣病予防健診 実施率 65.6% (実施見込者数:145,375人)
 - 事業者健診データ 取得率 7.8%(取得見込者数:17,278人)
 - ●被扶養者(受診対象者数:62,335人)
 - 特定健康診査 実施率 30.5% (実施見込者数:19,012人)

【具体的取組み】

◆生活習慣病予防健診

- ①生活習慣病予防健診未利用事業所へ、定期健康診断からの切り替えを 促すよう健診機関からの受診勧奨を実施する。
- ②生活習慣病予防健診の受診者数増加のため、健診機関毎に目標値を設定し、健診機関による受診勧奨を促す。
- ③生活習慣病予防健診の利点を伝え、利用を促すことを目的に、<u>小規模</u> 事業所の加入者個人を対象に受診勧奨を行う。
- ④新規適用事業所へ健診案内送付後、制度説明及び受診確認の電話勧奨 を実施する。
- ◆事業者健診データ取得
- ⑤同意書取得済み事業所の健診機関情報を再確認し、効果的に事業者健 診結果データの取得・管理を行う。また、労働局・栃木県との連名に よる同意書新規取得を継続して行う。
- ⑥健診結果作成についての契約を締結していない健診機関・医療機関へ 契約締結の働きかけを行い、データ取得に結び付ける。また、検査・ 問診の必須項目不足によりデータ取得に至らない健診機関へは、全項

- KPI:生活習慣病予防健診実施率を 63.1%以上とする 事業者健診データ取得率を 7.7%以上とする 被扶養者の特定健診受診率を 29.5%以上とする
 - ●被保険者(40歳以上)(受診対象者数:214.668人)
 - ·生活習慣病予防健診 実施率 63.1% (実施見込者数: 135, 454 人)
 - 事業者健診データ 取得率 7.7%(取得見込者数:16,529人)
 - ●被扶養者(受診対象者数: 57,792人)
 - 特定健康診査 実施率 29.5% (実施見込者数:17,071人)

【具体的取組み】

- ①生活習慣病予防健診の受診者数増加につながるよう、各健診機関の特 徴等を分かりやすくまとめた支部独自のパンフレットを作成し健診 案内に同封する。
- ②定期健康診断からの切り替えを促す<u>ことを目的に、生活習慣病予防健</u> 診のメリットを訴えながら受診勧奨を行う。
- ③生活習慣病予防健診の受診者数増加のため、健診機関毎に目標値を設定し、健診機関による受診勧奨を促す。
- <u>④小規模事業所の加入者個人に直接、</u>生活習慣病予防健診の利点を伝え、利用を促すことを目的に、個人を対象にした受診勧奨を行う。

⑤同意書取得済み事業所の健診機関情報を再確認し、効果的に事業者健 診結果データの取得・管理を行う。また、労働局・栃木県との連名に よる同意書新規取得を継続して行う。

目実施を事業所へ案内するよう働きかける。

- ◆被扶養者の特定健診
- ⑦市町の集団健診を最大限に活用できるよう、市町毎の健診日程を受診 券に同封して周知する。
- 8経済団体や市町と連携した集団健診等を実施する。
- ⑨支部独自の集団健診(オプショナル健診)の場を県内全域をカバーするように設け、特に未受診者の多い地域の回数を増やすことで受診者アップを図る。
- <u>⑩被扶養者で定期健康診断を受診している場合に、受診券を使用して特定健診として実施できるよう健診機関に働きかけ実施方法を検討する。</u>
- (2) 特定保健指導の実施率の向上
 - KPI: ①被保険者の特定保健指導の実施率を 27.2%とする ②被扶養者の特定保健指導の実施率を 12.4%とする
 - ●被保険者 (実施対象者数: 32,855 人)
 - 実施率 27.2% (実施見込者数: 8,936人)

(内訳)協会保健師実施分 <u>15.0</u>% (実施見込者数: <u>4,936</u>人) アウトソース分 <u>12.2</u>% (実施見込者数: <u>4,000</u>人)

- ●被扶養者(実施対象者数:1,635人)
 - 実施率 12.4% (実施見込者数:203人)

(内訳)協会保健師実施分 <u>5.5</u>% (実施見込者数:<u>90</u>人) アウトソース分 6.9% (実施見込者数:113人)

【具体的取組み】

- ①<u>外部委託をより一層推進するため、</u>健診機関の経営層に対し、健診当日の初回面談・分割実施への体制整備・強化に向けた働きかけを行う。
- ②健康経営の取り組みの一環としての保健指導実施が定着するよう、対

<u>⑥被扶養者の特定健診に関しては、以下の施策により受診者数の増加を</u> 図る。

- ・市町の集団健診を最大限に活用できるよう、市町毎の健診日程を受診券に同封するなどして周知する。
- ・経済団体や市町と協力連携した集団健診等を実施する。
- <u>・</u>支部独自の集団健診(オプショナル健診)の場を県内全域をカバーするように設け、特に未受診者の多い地域の回数を増やすことで受診者アップを図る。

(2) 特定保健指導の実施率の向上

■ KPI:特定保健指導の実施率を22.7%以上とする

●被保険者(受診対象者数:31,130人)

• 実施率 23.4% (実施見込者数: 7,284人)

(内訳)協会保健師実施分 13.9% (実施見込者数: 4,327人)アウトソース分 9.5% (実施見込者数: 2,957人)

- ●被扶養者(受診対象者数:1,479人)
 - 実施率 7.0% (実施見込者数:104人)

(内訳)協会保健師実施分 3.0% (実施見込者数:44人) アウトソース分 4.0% (実施見込者数:60人)

- ①健診機関の経営層に対し、健診当日の初回面談・分割実施への体制整備・強化に向けた働きかけを行う。
- ②健康経営の取り組みの一環としての保健指導実施が定着するよう、対

象者数の多い事業所を訪問し、事業主・経営層に働きかけを行う。

- ③<u>外部委託機関との連携強化のため、委託機関</u>の保健指導担当者との意見交換の場を設け情報共有を図る。
- ④被扶養者の保健指導については、<u>支部主催の</u>集団健診の機会を<u>最大限に活用して</u>実施<u>する</u>。また、各地域での来所相談の場を設けるなど、対象者が利用しやすい環境を整える。
- ⑤健診結果の改善が見られない対象者へ検査値の経年変化と改善対策 を示すことで保健指導の利用につなげ、行動変容を促す。
- <u>⑥保健指導対象者の更なる利便性の向上を図るため、ICT技術を活用</u> する。
- (3) 重症化予防対策の推進
 - KPI: 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を <u>11.8</u>% 以上とする

【具体的取組み】

- ①<u>本部からの一次勧奨通知発送後</u>に電話勧奨を実施する。<u>その後の受診</u> 状況を確認し、受診を確認できない対象者については再度勧奨する。
- ②二次勧奨対象者には、健診結果に受診勧奨文書を同封することで、検 査値の意味や受診の必要性についての理解を促し、受診に結び付け る。
- ③二次勧奨対象者へは、医師会との連名による文書勧奨を遅滞なく行う と同時に、支部の保健師による電話勧奨を実施する。
- 4 特定保健指導の対象者のうち、医療機関への受診が必要な方に対しての受診勧奨を徹底して実施する。
- 5糖尿病重症化予防、糖尿病性腎症患者への保健指導については、栃木

象者数の多い事業所を訪問し、事業主・経営層に働きかけを行う。

- ③対象者に響く質の高い保健指導の実施に向けて、支部所属保健師・管理栄養士と健診機関の保健指導担当者との意見交換の場を設け情報共有を図る。
- ④被扶養者の保健指導については、集団健診の機会を<u>利用して</u>実施<u>できるよう市町・健診機関との連携を図る</u>。また、各地域での来所相談の場を設けるなど、対象者が利用しやすい環境を整える。

- (3) 重症化予防対策の推進
 - KPI: 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を <u>12.9</u>% 以上とする

【具体的取組み】

①<u>一次勧奨対象者のうち、血圧値について該当する者を対象</u>に電話勧奨 を実施する。

- ③二次勧奨対象者への医師会との連名による文書勧奨を遅滞なく行うと同時に、支部の保健師による電話勧奨を実施する。<u>また、当該対象者の現在の状況や、生活習慣病が進行した場合について解説したチラ</u>シを同封し受診の必要性を訴える。
- ②特定保健指導の対象者のうち、医療機関への受診が必要な方に対して の受診勧奨を徹底して実施する。
- 4糖尿病の重症化予防、糖尿病性腎症患者への保健指導については、栃

県糖尿病重症化予防プログラムに則り、健診データやレセプト情報から該当者を抽出し、<mark>郡市医師会や</mark>他の保険者と連携して効果的に事業を進める。

(4) 保健指導を担う人材の育成

【具体的取組み】

- ①対象者に響く質の高い保健指導の実施、要治療者への確実な受診勧 奨、糖尿病重症化予防の推進など、各々に必要な知識・スキルを身に 着けるため、支部所属保健師・管理栄養士の研修内容の充実を図り、 個人の実績に基づいた育成を行う。
- ②健康宣言事業所のフォローアップ等事業所と連携した健康づくりの 実施に向けて、保健師・管理栄養士の専門性を活かした取組みを検討 する。

(5) コラボヘルスの推進

- ・とちぎ健康経営宣言事業所数の更なる拡大を図るとともに、<u>事業所において家族を含めた健康づくりを推進するよう、事業所支援等を拡充する</u>。
- ・保険者として、事業所等と連携したメンタルヘルス予防対策の推進に努める。
- KPI:健康宣言事業所数を1,100事業所以上とする

【具体的取組み】

- ①とちぎ健康経営宣言事業所の拡大<u>およびフォロー</u>
 - ・関係団体と連携し、健康宣言事業所数を拡大させる。
 - ・健診実施率などの実績が高い事業所に対し、積極的に健康宣言への 働きかけを行う。
 - ・<u>健康経営への取組みの評価あるいは健康経営に取組む必要性を事業</u> 主に理解いただくため、事業所カルテ等を提供する。

木県糖尿病重症化予防プログラムに則り、健診データやレセプト情報 から該当者を抽出し、<u>専門医やかかりつけ医、</u>他の保険者と連携して 効果的に事業を進める。

(4)コラボヘルスの推進

とちぎ健康経営宣言事業所数の更なる拡大を図るとともに、<u>事業主が取組</u> む健康づくりの質を向上させるため、宣言事業所に対するフォローアップの 強化を図る。

【具体的取組み】

①とちぎ健康経営宣言事業所の拡大

・健康格付型バランスシート HCS ヘルシーズに加えて、事業所健康度 診断シートや取組みの具体策を提供する。

- ・<u>健康経営に基づく</u>他事業所の好事例<u>など取組みの具体策</u>を提供する。
- ・身体活動量増加セミナー<u>や YouTube 等の動画を活用した</u>運動支援を 実施する。
- ・<u>関係団体と連携し、</u>経済産業省の「健康経営優良法人認定制度」のフォローを実施する。
- ②とちぎ健康経営事業所認定制度の実施
 - ・栃木県及び健康保険組合連合会栃木連合会と協働し<u>、従業員等の健康管理、増進に積極的に取組む事業所を</u>「とちぎ健康経営事業所」として認定する。
- ③効果検証
 - ・<u>取組みを振り返る</u>アンケート及び健診結果<u>による健康リスク等</u>を集計し効果を検証する。
- ④メンタルヘルス予防対策の推進
 - ・内外の資源を活用し、事業所のメンタルヘルス予防対策を推進す る。
- 2. 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進
 - ・「①協会の概要・財政状況」「②申請手続き」「③医療費適正化への取組、」 「④健康づくり」を主な広報テーマとし、事業主、加入者へ引き続き分 かりやすくタイムリーな情報を発信する。

- ・健康展経営に関する連携協定・覚書を締結している団体等と協働した健康経営普及促進セミナーを開催する。
- ②とちぎ健康経営宣言事業所のフォロー
 - ・他事業所の好事例<u>や事業所健康度診断シートによる経年変化</u>を提供する。
 - ・身体活動量増加セミナー等、運動支援を実施する。
 - ・<u>取組みを振り返るアンケートを実施し、1年間の取組みの評価指標となる「PL型健康度判定表」を提供するとともに、</u>経済産業省の「健康経営優良法人認定制度」のフォローを実施する。
- ③とちぎ健康経営事業所認定制度の実施
 - ・<u>認定基準をチェックするシートを活用し、</u>栃木県及び健康保険組合 連合会栃木連合会と協働し「とちぎ健康経営事業所」を認定する。

4効果検証

・アンケート及び健診結果等を集計し効果を検証する。

- 3. 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進
- (1)効果的な広報活動の推進

<u>本部が実施する理解度調査結果を踏まえた広報を実施する。</u>

<u>医療保険制度や医療保険の財政状況、医療費適正化等について、</u>事業主 <u>及び</u>加入者<u>に十分理解していただくため、</u>分かりやすくタイムリーな情報 発信に努めていく。

(2)健康保険委員活動の活性化

- ・健康保険委員の委嘱<u>拡大に向けた取り組みを強化するとともに、</u>健康保 険委員活動の活性化を図るため<u>の</u>研修<u>や</u>広報誌等を通じた情報提供を 実施する。
- KPI:全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の 被保険者数の割合を 60.0%以上とする

【具体的取組み】

- ①定期広報誌(協会けんぽ栃木支部からのお知らせ、社会保険とちぎ、協会けんぽとちぎ)やホームページ、メールマガジン等を活用し、「①協会の概要・財政状況」「②申請手続き」「③医療費適正化への取組」「④健康づくり」を柱とした広報を実施することで、協会の事業や医療費適正化、健康づくりの理解を促進する。
- ②マスメディアへの情報提供により、各種メディアを通じた広報を実施する。
- ③ <u>令和2年度に</u>事業主に対し実施したアンケート調査結果<u>や広報実施</u> <u>結果に基づき、</u>有効な媒体を活用し、広報を実施する。
- ④YouTube 広告を活用し、<u>幅広い層へ</u>周知<u>し</u>、加入者の制度理解を促進する。
- **⑤**商工会議所等、関係団体の機関誌へ広報記事の定期掲載を実施する。
- ⑥ウィズコロナを前提とした、広報や研修、啓発方法を検討、実施する。
- <u>⑦</u>事業所へ<u>文書、電話、訪問による健康保険委員の委嘱および</u>メールマガジンの登録勧奨を実施する。

健康保険委員の委嘱者数を拡大する。

健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会を開催するとともに、広報誌等を通じた情報提供を実施する。

- KPI:広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上と する
- KPI:全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の 被保険者数の割合を 49.0%以上とする

- ①定期広報誌(協会けんぽ栃木支部からのお知らせ、社会保険とちぎ) やホームページ、メールマガジン等を活用し、<u>医療保険制度等の広報</u> を実施することで、<u>加入者の適正受診や</u>健康づくりの理解を促進す る。
- ②マスメディアへの情報提供により、各種メディアを通じた広報を実施する。
- ③事業主が情報取集のために利用する媒体についてアンケート調査<u>を</u> 行い、その結果<u>から</u>有効な媒体を活用し<u>た</u>広報を実施する。<u>また、ア</u> ンケート調査で、令和元年度までのメディア広報の効果を測り、活用 する媒体の見直しを行う。
- ④YouTube 広告を活用し、ジェネリック医薬品使用促進等のインセンティブ制度について周知を行うことで、加入者の制度理解を促進する。
- 6 商工会議所等、関係団体の機関誌への広報記事定期掲載を促進する。
- <u>⑤新規適用</u>事業所<u>や健康保険委員</u>へメールマガジンの登録勧奨を実施 し、登録件数を拡大する。
- ⑦年金事務所と連携した研修会や説明会を実施する。また、関係団体等が開催するセミナーや研修会等で、タイムリーな広報・啓発活動を実施する。

- ⑧申請書の提出先や記入例<u>や保健事業等について</u>掲載した「協会けんぽのしおり」<u>の内容を充実させ提供することで、健康保険委員活動の活性化を図る</u>。
- 3. ジェネリック医薬品の使用促進
 - <課題分析>
 - ・本部作成の「ジェネリックカルテ」及び「データブック」により重点的 <u>に取り組むべき課題(</u>阻害要因)を<u>明確にし、対策の優先順位を付けて</u> 取り組む。
 - <医療機関·薬局へのアプローチ>
 - ・「医療機関・薬局向け見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」等の情報提供ツールを活用して、医療機関・薬局に対する働きかけを継続する。 <加入者へのアプローチ>
 - ・加入者にジェネリック医薬品を正しく理解していただけるよう、ジェネ リック医薬品軽減額通知や希望シールの配布、若年層への重点的な広報 等を実施する。
 - KPI:協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合(※)を <u>80.0</u>%以上 とする
 - (※) 医科、DPC、調剤、歯科における使用割合

【具体的取組み】

- <u>⑧研修会等でのアンケート等で加入者から直接意見を聞く取り組みを</u> 進め、いただいた意見を広報活動に反映させる。
- ①被保険者 100 人以上事業所への職員による訪問勧奨を実施する。 また、被保険者 100 人未満事業所への文書、電話及び訪問による健康 保険委員の委嘱勧奨を行う。
- ②健康保険委員向け定期広報誌(協会けんぽとちぎ)を作成し送付する。
- ③年金機構と連携し年金委員・健康保険委員の合同研修会を開催する。 <u>また、</u>申請書の提出先や記入例を掲載した「協会けんぽのしおり」<u>を</u> 作成配布し、健康保険委員の健康保険制度の理解を促進する。
- 4. ジェネリック医薬品の使用促進

ジェネリックカルテ<u>等の本部作成のデータを活用し、</u>阻害要因を<u>洗い出</u> す。

<u>また、洗い出した阻害要因に基づいて、医療機関・保険薬局に対し</u>情報提供ツールを活用した効果的なアプローチを行う。

他の保険者等と連携し、加入者に対する効果的な働きかけを行う。

- KPI:協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合(※)を <u>79.3</u>%以上 とする
 - (※) 医科、DPC、調剤、歯科における使用割合

- ①ジェネリックカルテや年齢別、地域別、医療機関別の使用割合等のデータを用い、また、医療機関及び保険薬局から情報収集<u>を行い、支部の課題を把握する。</u>
- ②ジェネリック情報提供ツールを活用し、医療機関及び保険薬局へ文書 による働きかけを行う。

また、医療機関あて情報提供文書を栃木県保健福祉部長と栃木支部長の連名、薬局あて文書においては栃木県薬剤師会長を含め3者連名で送付することにより、ジェネリック医薬品の使用促進を図る。

- ③15 歳未満のジェネリック医薬品使用割合が低いことから、15 歳未満の被扶養者がいる家庭へ、健康保険制度への財政効果や安全性などの情報提供を行うことで、親世代の理解を促進する。
- ④栃木県薬剤師会等の関係団体と連携し、地域における積極的な啓発活動を実施する。
- ⑤ジェネリック医薬品希望シールやリーフレット等の配布<u>、また、</u> YouTube や SNS を活用した広報により加入者の理解を促進する。
- 4. インセンティブ制度の着実な実施
 - ・加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組や意義を理解していただけるよう、周知広報を行う。

【具体的取組み】

- ①<u>評価指標に対する実績が低い事業所等へ</u>インセンティブレポートを 配布し、事業主や加入者の理解を促進することで、行動変容を促す。
- ② 令和 2 年度に事業主に対し実施したアンケート調査結果や広報実施結果に基づき、有効な媒体を活用し、広報を実施する。

- ①ジェネリックカルテや年齢別、地域別、医療機関別の使用割合等のデータを用い<u>支部の課題を把握し、</u>医療機関及び保険薬局<u>へ訪問することで情報の</u>収集を行う。
- ②ジェネリック情報提供ツールを活用し、医療機関及び保険薬局へ文書による働きかけを行う。

また、医療機関あて情報提供文書を栃木県保健福祉部長と栃木支部長の連名、薬局あて文書においては栃木県薬剤師会長を含め 3 者連名で送付することにより、ジェネリック医薬品の使用促進を図る。

- ③15 歳未満のジェネリック医薬品使用割合が低いことから、15 歳未満の被扶養者がいる家庭へ、健康保険制度への財政効果や安全性などの情報提供を行うことで、親世代の理解を促進する。
- ④栃木県薬剤師会等の関係団体と連携し、<u>イベント等で</u>地域における積極的な啓発活動を実施する。
- ⑤<u>新規適用事業所や各種研修会、セミナー等で</u>ジェネリック医薬品希望 シールやリーフレット等を配布し加入者の理解を促進する。
- 5. インセンティブ制度の着実な実施

インセンティブレポートを活用し、制度の周知広報を丁寧に行う。

【具体的取組み】

- ①インセンティブレポートを配布し、事業主や加入者の理解を促進する ことで、行動変容を促す。
- ②支部広報誌、マスメディア等を活用し制度について周知する。

<u>5</u>.パイロット事業

6. パイロット事業

- ・保険者機能の発揮による総合的な取組を推進するための提案を行う。 【具体的取組み】
 - ①全国展開の実現可能性を踏まえて、より質の高い事業となるよう十分 議論、精査を行ったうえで提案する。
- 6. 地域の医療提供体制等への働きかけ
 - ・地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用 し効果的な意見を発信する。
 - ・地域医療を守る観点から、不要不急に時間外受診や休日受診を控えるなど の「上手な医療のかかり方」について、加入者や事業主に対して働きかけ を実施する。
 - KPI:

<u>効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を</u>活用した効果的な意見発信を実施する

【具体的取組み】

①協会が保有するレセプトデータ等を活用し、適切な医療機能の分化・ 連携に向けた意見発信のための分析を行う。 保険者機能の発揮による総合的な取組を推進するための提案を行う。

【具体的取組み】

全国展開の実現可能性を踏まえて、より質の高い事業となるよう十分 議論、精査を行った上で提案する。

- 7. 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信
- (1) 意見発信のための体制の確保
- (2) 医療費データ等の分析
- (3) 外部への意見発信や情報提供
 - KPI: ○他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議 への被用者保険者の参加率を100%とする
 - ○「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」な どを活用した効果的な意見発信を全支部で実施する

【具体的取組み】

- ①医療提供体制等に係る意見発信を行うため、他の被用者保険者との連携を図り、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を引き続き 100%とする。
- ②協会が保有するレセプトデータ等<u>や地域ごとの診療行為別の標準化</u> レセプト出現比(SCR)を分析するためのツール等</u>を活用し、適切な 医療機能の分化・連携に向けた意見発信のための分析を行う。
- ③地域医療構想調整会議等において、医療データ等の分析結果や地域医療を見える化したデータベース等を活用し、エビデンスに基づく意見発信等を行う。

④医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等につ

②定期広報誌(協会けんぽ栃木支部からのお知らせ、社会保険とちぎ、協会けんぽとちぎ)やホームページ、メールマガジン等を活用し、「上手な医療のかかり方」について、周知、広報を実施する。

- ③マスメディアへの情報提供により、各種メディアを通じた広報を実施する。
- ④YouTube 広告を活用し、幅広い層へ周知し、加入者の制度理解を促進する。

7. 調査研究の推進

- ・本部及び支部が保有するレセプトデータ等を分析し、医療費適正化等に向けた情報発信を行う。
- ・医療費適正化に向けた事業の実施につなげるため、栃木県や他保険者等と 連携するとともに、外部有識者の知見等も活用して分析を実施する。

【具体的取組み】

- ①事業主及び加入者へ、分析結果に基づく医療費適正化に向けた情報発 信を行う。
- ②<u>栃木県民の健康意識向上を目的に栃木県や保険者協議会等と連携し、</u> 医療費・特定健診データの分析を実施し、事業主及び加入者へ発信する。

いて、ホームページ等により、加入者や事業主へ情報提供を行う。

8. 調査研究の推進

本部及び支部が保有するレセプトデータ等を分析し、医療費適正化等に向けた情報発信を行う。

- ①事業主及び加入者へ、分析結果に基づく医療費適正化に向けた情報発 信を行う。
- ② 第2 期保健事業実施計画の中間評価を行うため、レセプトデータ・健診結果データを分析し、事業主及び加入者へ発信する。

分 野	<新>令和3年度具体的施策等	<旧>令和2年度具体的施策等
3.	1. 人事・組織に関する取組	
組	<u>(1)</u> 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置	1. 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置
織	・支部内人事ローテーションを計画的に行い、職員個々の能力を向上させ	支部内人事ローテーションを計画的に行い、職員個々の能力を向上させる
体	ることにより、更なる保険者機能の発揮に向けた組織体制を整える。	ことにより、更なる保険者機能の発揮に向けた組織体制を整える。
制		
関	<u>(2)</u> 人事評価制度の適正な運用	2. 人事評価制度の適正な運用
係	・人事評価制度を適正に運用するため、人事評価要領を職員に再周知し、	協会の理念の実現に向けて、組織目標を達成するための個人目標を設定
	組織目標を達成するための「個人目標の設定」や職員の役職に応じた「役	し、日々の業務遂行を通じて目標達成できる仕組みとした人事評価制度を適
	割定義」等、職員の人事評価制度に関する理解を深める。	切に運用するとともに、その評価を適正に処遇に反映することにより、実績
		や能力本位の人事を推進する。
	<u>(3)</u> OJTを中心とした人材育成	<u>3.</u> O J T を中心とした人材育成
		OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底
		<u>上げを図る。</u>
		【具体的取組み】
	・ <u>組織基盤の底上げのため、職員の能力・スキルを的確に把握し、</u> 階層 <u>や</u>	①階層、 <u>能力、</u> 経験、職場状況等に応じたOJT <u>を行い、職員個々の能</u>
	経験、職場状況に応じたOJT <mark>による人材育成を行う。また、</mark> 外部講座	<u>力を向上させる。</u>
	等の集合研修を効果的に組み合わせる。	②外部講座など、職員の研修機会を確保する。
	・通信講座等により自己啓発を積極的に行う組織風土を醸成する。	③通信講座等により自己啓発を積極的に行う組織風土を醸成する。
	2. 内部統制に関する取組	
	(1)内部統制の強化	
	・内部統制基本方針に則り、効率的な業務運営及び事故等が発生しない仕	
	<u>組みの構築に取組む。</u>	

(2) リスク管理

- ・職員のリスクに対する意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、各種リスクを想定した訓練を実施する。
- ・個人情報保護について、情報セキュリティ教育、情報セキュリティ対策 の自己点検を確実に実施し、職員の保有個人情報の取り扱いに関する理 解の深化、意識の高揚を図る。

(3) コンプライアンスの徹底

- ・重点目標、活動内容など活動の指針となる年間活動計画を策定し、進捗 確認のための委員会を定期的に開催する。
- ・コンプライアンス事案が発生した場合には委員会を速やかに開催し、委員会における決定事項を確実に職員に周知する。
- ・法令等規律の遵守(コンプライアンス)について、職員研修等を通じて その徹底を図る。
- ・法令遵守を組織に浸透させ、不正が発生しない組織づくりのため、自主 点検について点検方法を順守した点検を確実に行う。
- ・職員のコンプライアンス意識の向上を図ること及び今後の啓発活動に 活かすことを目的とし、職員に自己点検・アンケートを実施する。
- 3. 費用対効果を踏まえたコスト削減等

・調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。 入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期

6. リスク管理

- ・大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応などについて、最新の防災情報等に即した各種マニュアルや計画等を支部内に周知する。
- ・情報セキュリティ対策については、CSIRT (Computer Security Incident ResponseTeam)において迅速かつ効率的な初動対応を行う。
- <u>・平時から有事に万全に対応できるよう、訓練(消防、安否確認等)を実施</u> する。

5. コンプライアンスの徹底

- ・重点目標、活動内容など活動の指針となる年間活動計画を策定し、進捗確認のための委員会を定期的に開催する。
- ・コンプライアンス事案<u>を審議するため</u>委員会を<u>必要に応じて</u>開催し、委員会における決定事項を確実に職員に周知する。
- ・法令等規律の遵守(コンプライアンス)について、職員研修等を通じてそ の徹底を図る。
- ・法令遵守を組織に浸透させ、不正が発生しない組織づくりのため、自主点 検について点検方法を順守した点検を確実に行う。

4. 費用対効果を踏まえたコスト削減等

職員のコスト意識を高め、サービスの水準の確保に留意しつつ、引き続き 競争入札や消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管 理等により経費削減に努める。

【具体的取組み】

①調達見込み額が100万円を超える調達案件は一般競争入札に付し、参加が予想される業者に広くPRを行う等周知する他、十分な公告期間

- 間の十分な確保、仕様書の見直し等の取組みを行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。
- ・一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。
- ・また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は 見積競争公告(ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を 募る方法)を実施する。
- <u>・消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理等により経費削減に努める。</u>
- KPI: 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、<u>20%</u>以下 <u>に</u>する

- <u>や履行期間を設定できるよう調達スケジュールを管理するなど多く</u> の業者が参加しやすい環境を整備することで、一者応札となる入札案 件を発生させない。
- ②消耗品、事務用品等について適切な在庫管理を行うとともに、支部内 リサイクルを推進する。
- ③調達審査委員会に付す調達案件については、調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性など調達、予算執行の適切な管理を行う。
- ④調達結果は、透明性確保のため、ホームページ等において公表する。
- KPI:一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、<u>対前年</u> <u>度</u>以下<u>と</u>する

KPI 一覧表

1. 基盤的保険者機能関係

令和3年度 支部事業計画【KPI】	令和2年度 支部事業計画【KPI】
サービス水準の向上	サービス水準の向上
[KPI]	[KPI]
① サービススタンダードの達成状況を 100%とする ※全支部一律に設定	① サービススタンダードの達成状況を 100%とする ※全支部一律に設定
	※令和 2 年度状況:100%(令和 2 年 11 月時点)
② 現金給付等の申請に係る郵送化率を 95.0%以上とする ※支部ごとに設定	② 現金給付等の申請に係る郵送化率を 92.0%以上とする ※支部ごとに設定
	※令和2年度状況:93.3%(令和2年12月時点)
限度額適用認定証の利用促進	限度額適用認定証の利用促進
<u>※KPIの設定なし</u>	【KPI】高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を 86.0%以上とする
	※支部ごとに設定
- 効果的なレセプト <mark>内容</mark> 点検の推進	効果的なレセプト点検の推進
[KPI]	[KPI]
①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について前年度以上と	社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上と
する※全支部一律に設定	する ※全支部一律に設定
	※令和2年度状況:レセプト点検査定率 0.312%(令和2年10月時点)
②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする	再審査レセプト1件当たり査定額 4,141円(令和2年9月時点)
※全支部一律に設定	
柔道整復施術療養費等の照会業務の強化	柔道整復施術療養費等の照会業務の強化
米担金後施州療養賃等の根去未務の強化【KPI】柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月 15 日以上	
の施術の申請の割合について対前年度以下とする ※全支部一律に設定	【NP1]
の施術の中語の割合について対削年及以下とする。祭主文部一様に設定	
	※令和 2 年度状況: 1.44%(令和 2 年 11 月時点)

504 A 1545 St. 11 A 1 A 1 A 1 A 1 A 1 A 1 A 1 A 1 A 1	
返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進	返納金債権 <u>の</u> 発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進
[KPI]	[KPI]
① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度	① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を 95.0%
以上とする <u>※全支部一律に設定</u>	以上とする <u>※支部ごとに設定</u>
	※令和 2 年度状況:96.78%(令和 2 年 11 月時点)
② 返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る。)の回収率を対前年度以上とする	② 返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る。)の回収率を対前年度以上とする
※全支部一律に設定	※全支部一律に設定
	※令和 2 年度状況:41.52%(令和 2 年 11 月時点)
	③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下と
	する※全支部一律に設定
	※令和2年度状況:0.064%(令和2年9月時点)
被扶養者資格の再確認の徹底	被扶養者資格の再確認の徹底
【KPI】被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 92.7%以上とする	【KPI】被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 92.0%以上とする
※支部ごとに設定	※支部ごとに設定
<u>※支部ごとに設定</u>	※支部ごとに設定※令和2年度状況:74.25%(令和2年12月時点)
<u>※支部ごとに設定</u>	
<u>※支部ごとに設定</u>	
※支部ごとに設定	
※支部ごとに設定	
※支部ごとに設定 オンライン資格確認の円滑な実施	
	※令和 2 年度状況: 74.25%(令和 2 年 12 月時点)
オンライン資格確認の円滑な実施	※令和2年度状況:74.25%(令和2年12月時点) オンライン資格確認の円滑な実施
オンライン資格確認の円滑な実施	※令和2年度状況:74.25%(令和2年12月時点) オンライン資格確認の円滑な実施 【KPI】現行のオンライン資格確認システムについて、USB を配布した医療機関における

2. 戦略的保険者機能関係

令和3年度 支部事業計画【KPI】	令和 2 年度 支部事業計画【KPI】		
i)特定健診実施率·事業者健診データ取得率等の向上	i)特定健診受診率·事業者健診データ取得率の向上		
[KPI]	[KPI]		
① 生活習慣病予防健診実施率を 65.6%以上とする ※支部ごとに設定	<u>ごとに設定</u> ① 生活習慣病予防健診受診率を 63.1%以上とする <u>※支部ごとに設定</u>		
② 事業者健診データ取得率を 7.8%以上とする ※支部ごとに設定	※令和2年度状況:35.1%(令和2年10月時点)		
③ 被扶養者の特定健診実施率を 30.5%以上とする ※支部ごとに設定	② 事業者健診データ取得率を <u>7.7%</u> 以上とする <u>※支部ごとに設定</u>		
	※令和 2 年度状況: 7.7%(令和 2 年 11 月時点)		
	③ 被扶養者の特定健診受診率を 29.5%以上とする ※支部ごとに設定		
	※令和 2 年度状況: 29.5%(令和 2 年 11 月時点)		
ii)特定保健指導の実施率及び質の向上	ii)特定保健指導の実施率の向上		
[KPI]	[KPI]		
①被保険者の特定保健指導の実施率を 27.2%以上とする	特定保健指導の実施率を <u>22.7%</u> 以上とする <u>※支部ごとに設定</u>		
②被扶養者の特定保健指導の実施率を 12.4%以上とする	※令和 2 年度状況:被保険者 15.8%(令和 2 年 11 月時点)		
※支部ごとに設定	被扶養者 5.2%(令和 2 年 11 月時点)		
〔参考〕	〔参考〕		
被保険者 実施率: <u>27.2%</u>	被保険者 実施率: <u>23.4%</u>		
(対象者数: <u>32,855 人</u> 、実施見込者数: <u>8,936 人</u>)	(対象者数: 31,130 人、実施見込者数: 7,284 人)		
被扶養者 実施率: <u>12.4%</u>	被扶養者 実施率: <u>7.0%</u>		
(対象者数: 1,635 人、実施見込者数: 203 人)	(対象者数: <u>1,479 人</u> 、実施見込者数: <u>104 人</u>)		
iii)重症化予防対策の推進	iii)重症化予防対策の推進		
【KPI】受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を11.8%以上とする	【KPI】受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.9%以上とする		
※支部ごとに設定	※支部ごとに設定		
	※令和 2 年度状況:10.0%(令和 2 年 9 月時点)		

iv)コラボヘルスの推進	iv)コラボヘルスの推進		
【KPI】健康宣言事業所数を 1,100 事業所以上とする ※支部ごとに設定	※KPIの設定なし		
	※令和 2 年度状況:968 事業所(令和 2 年 12 月時点)		
広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進	広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進		
【KPI】全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の	[KPI]		
割合を <u>60.0%</u> 以上とする	① 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする ※全支部一		
※支部ごとに設定	律に設定		
	② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割		
	合を <u>49.0%</u> 以上とする <u>※支部ごとに設定</u>		
	※令和 2 年度状況:59.2%(令和 2 年 12 月時点)		
ジェネリック医薬品の使用促進	ジェネリック医薬品の使用促進		
【KPI】ジェネリック医薬品使用割合(※)を年度末時点で80.0%以上とする	【KPI】協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合を 79.3%以上とする		
※医科、DPC、歯科、調剤	※医科、DPC、調剤、歯科 <u>における使用割合</u>		
※支部ごとに設定	※支部ごとに設定		
	※令和2年度状況:78.6%(令和2年8月時点)		
地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度 <mark>に係る</mark> 意見発信	地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度 <u>改正等に向けた</u> 意見発信		
i)医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信	<u>i)意見発信のための体制の確保</u>		
<u>ii)医療提供体制に係る意見発信</u>	ii)医療費データ等の分析		
iii)医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信	iii)外部への意見発信や情報提供		
iv)上手な医療のかかり方に係る働きかけ			
[KPI]	[KPI]		
効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議	① 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者		
会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を、全支部で実施する	<u>の参加率を 100%とする</u> ※支部ごとに設定		
※全支部一律に設定	②「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見		
	発信を実施する ※全支部一律に設定		

3. 組織体制関係

令和 2 年度 支部事業計画【KPI】	令和 2 年度 支部事業計画【KPI】		
費用対効果を踏まえたコスト削減等	費用対効果を踏まえたコスト削減等		
【KPI】一般競争入札に占める一者応札案件の割合について 20%以下とする。 <u>ただし、</u>	【KPI】一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする。 <u>前年度</u>		
入札件数 <u>の見込み件数</u> が4件以下の場合は一者応札件数を1件以下とする。	において 20%以下となった場合は前年度以下とする。なお、今年度において一般競争		
※全支部一律に設定	入札件数が4件以下となる場合は一者応札件数を1件以下とする		
	※全支部一律に設定		
	※令和2年度状況:0%(令和2年12月時点)		

令和3年度栃木支部 保険者機能強化予算(案)について

I 令和3年度 栃木支部保険者機能強化予算の概要

1. 令和 3 年度支部医療費適正化予算予算枠 13,026 千円 支部計画 13,014 千円

市 **	予算		
事 業 	令和2年度	令和3年度	前年度比
ジェネリック医薬品使用促進のための情報提供	2,615,800円	1,893,540円	△ 722,260円
①医療機関等を通じた、患者へのジェネリック医薬品情報提供 ・患者へのジェネリック医薬品説明媒体の発送 ・医療機関等へのジェネリック医薬品情報提供ツールの発送 等	583,000円	483,340円	△ 99,660円
②15歳未満加入者のジェネリック医薬品使用促進のための情報提供 ・15歳未満世帯への圧着DMの発送 ・0歳児世帯へのお薬手帳カバーの発送	2,032,800円	1,410,200円	△ 622,600円
紙媒体による広報 (納入告知書同封チラシ、協会けんぽのしおり発送等)	3,259,000円	3,034,075円	△ 224,925円
事業主に響く媒体でのインセンティブ制度広報 (令和2年度実施アンケートおよび広報実施結果に基づく効果的な広報)	3,869,000円	6,000,000円	2,131,000円
新規適用事業所、新規加入者に対するメルマガ、ジェネリック等の情報提供 (新規適用事業所や新規加入者への事業内容等の説明資料の送付等)	1,936,000円	764,500円	△ 1,171,500円
YouTube広告を活用した協会けんぽの意見発信	1,320,000円	1,320,000円	±0円
合 計	13,000,000円	13,014,000円	14,000円

I 令和3年度 栃木支部保険者機能強化予算の概要

2. 令和 3 年度支部保健事業予算 予算枠 54,273 千円 支部計画 54,042 千円

(単位:千円)

事業項目	予算		
尹未以口	令和2年度	令和3年度	前年度比
健診経費		30,873	△ 2,084
事業者健診HbA1c追加検査費	53	53	±0
治療中の者の検査結果情報提供料	0	0	±0
健診予定者名簿送料	0	0	±0
健診実施機関実地指導旅費	34	30	△ 4
事業者健診の結果データの取得 (1)	5,738	8,676	2,938
集団健診	14,001	14,520	519
健診推進経費	6,600	2,750	△ 3,850
健診受診勧奨等経費	6,531	4,844	△ 1,687
保健指導経費	6,987	4,665	△ 2,322
保健指導機関委託費	0	0	±0
中間評価時の血液検査費	990	528	△ 462
医師謝金	39	13	△ 26
保健指導用データ等送料	615	60	△ 555
保健指導用パンフレット作成等経費	160	160	±0
保健指導用事務用品費(測定用機器類等)	300	400	100
保健指導用図書購入費	100	100	±0
公民館等における特定保健指導	110	120	10
保健師募集広告経費(支部)	50	50	±0
保健指導推進経費	3,201	2,211	△ 990
保健指導利用勧奨経費	1,422	1,023	△ 399

I 令和3年度 栃木支部保険者機能強化予算の概要

(単位:千円)

事業項目		予算		
	尹未以口		令和3年度	前年度比
重症	重症化予防事業経費		8,402	△ 55
	未治療者受診勧奨 (3)	7,700	7,975	275
	重症化予防対策	757	427	△ 330
コラオ	でルス事業経費	4,939	6,010	1,071
	コラボヘルス事業 (4)①	3,905	4,514	609
	情報提供ツール (4)②	1,034	1,496	462
その	也の保健事業経費	556	4,092	3,536
	その他の保健事業 (2)	556	4,092	3,536
	保健事業実地計画アドバイザー経費	0	0	±0
	合 計	53,896	54,042	146